

国内外における交雑個体の取扱い

国内外における交雑個体等に係る制度について、国内の流通規制の徹底を除いては大きく以下の2つに整理される。

- ①野生下の種の直接的な保全を目的とした制度
- ②公衆安全の確保を目的とした制度

(1) 野生下の種の直接的な保全を目的とした制度

① 国内法令

外来生物対策法に基づく規制

特定外来生物、未判定外来生物、種類名証明書の添付が必要な生物の3区分それぞれにおいて、交雑個体等も規制対象とし、生態系等への影響を防止している。なお、各区分における規制内容は以下のとおり。

- ・ 特定外来生物の交雑個体等：輸入、飼養等を原則禁止
- ・ 未判定外来生物の交雑個体等：被害を及ぼすおそれの判定が必要
- ・ 種類名証明書の添付が必要な生物の交雑個体等：輸入時に証明書の添付を要する

分類群	特定外来生物	未判定外来生物	種類名証明書の添付が必要な生物
1. 哺乳類	タイワンザル×ニホンザル アカゲザル×ニホンザル	マカカ属内での種間交雑で生じた生物	全ての種間交雑を規制
2. 爬虫類	-	-	・ アカミミガメとクーターガメ属の種との交雑により生じた生物 ・ アカミミガメとニシキガメ属の種との交雑により生じた生物
	ハナガメ×ニホンイシガメ ハナガメ×ミナミイシガメ ハナガメ×クサガメ	-	イシガメ属の全種及びハナガメ×イシガメ科に属するその他の種間の交雑により生じた生物
3. 両生類	オオサンショウウオ属に属する種間の交雑により生じた生物	-	オオサンショウウオ属の全種
4. 魚類	ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	-	ガー科の全種及びガー科に属する種間の交雑により生じた生物
	カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物	-	カワカマス科の全種、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物
	ホワイバス×ストライプトバス	モロネ科に属する種間の交雑により生じた生物	全てのモロネ科に属する種間の交雑により生じた生物
5. 昆虫類	トフシアリ属 (<i>Solenopsis</i>) のうち、 <i>geminata</i> / <i>saevissima</i> / <i>virulens</i> / <i>tridens</i> 種群内での種間交雑	-	トフシアリ属の全種

② 海外法令

米国及びカナダでは、交雑個体を科学的知見に基づき個別に評価する制度を導入している。米国の絶滅危惧種法では、魚類野生生物局が科学的データに基づき判断を行い、具体例として、フロリダパンサーにおけるテキサスパンサー導入による種の回復や、アメリカアカオオカミにおける遺伝的独自性保護のための交雑個体の排除等の措置を実施している。

カナダでは、野生動植物保護種国際取引法において、自然発生的交雑を野生生物種の一部として

評価する一方、人為的交雑については野生生物種状況委員会が科学的評価に基づき判断を行っている。

国、地域	制度や取り組みの概要
米国 絶滅危惧種法（ESA）	・絶滅危惧種法（ESA）では、明確な交雑個体の規定は設けていない ・米国魚類野生生物局（FWS）に大きな裁量権を付与し、「最良の入手可能な科学のおよび商業的データ」に基づき、状況に応じ保護の必要性を判断 ・この柔軟な対応により、各事例の特性に応じた対応が可能に 【具体的事例】 米国 FWS の交雑個体等への対応事例は、保全への活用と影響の抑制の 2 つに大別。 ①保全活用の例：1990 年代にフロリダパンサーの近親交配対策としてテキサスパンサーを導入し、個体数と遺伝的多様性の回復に成功した事例 ②影響抑制の例：アメリカアカオオカミとコヨーテとの交雑を防ぐため、交雑個体の安楽死・不妊手術・仔の除去等を実施。また、ハマウツボ科の植物 <i>Castilleja levisecta</i> と <i>Castilleja hispida</i> との交雑を防ぐため、植栽場所の指針策定や関係機関との覚書締結等、予防的な管理を実施
カナダ 野生動植物保護種国際取引法	・法の運用において、自然発生的な交雑と人為的な交雑を明確に区別 ・自然発生的な交雑については野生生物種の一部に含める一方、人為的な交雑についてはカナダ野生生物種状況委員会（COSEWIC）により交雑の程度や影響を考慮しつつ、ケースバイケースで評価を行う

ドイツ、ブラジル（サンパウロ州）、米国（フロリダ州）及びオーストラリア（ビクトリア州）では、地域の実情に応じた交雑個体等規制を実施している。ドイツではオオカミとイヌの交雑個体について、当局による排除判断制度を導入している。サンパウロ州ではミミナガコモンマーモセットの保護のため、専門家による個体識別や不妊手術義務付け等の規制を実施している。また、フロリダ州及びビクトリア州では、それぞれマダラガモ及びディンゴの純粋個体群保護を目的として、交雑防止のための制度を整備している。

国、地域	制度や取り組みの概要
ドイツ 連邦自然保護法	・交雑個体の取り扱いは EU 規則に則るが、オオカミ（国際希少野生動植物種）とイヌの交雑個体については、自然保護と景観管理を担当する当局が排除を判断する権限を持つ ・本制度により、野生下でのオオカミの保護と交雑による影響の防止を図る
ブラジル サンパウロ州 サンパウロ州環境局決議第 164 号	・ミミナガコモンマーモセット（国際希少野生動植物種）の保護を目的とし、Callithrix 属の交雑に関する詳細な規制を設定 ✓ 交雑個体の識別には霊長類の専門家による技術報告書が必要 ✓ 商業用野生動物飼育施設で販売される個体の不妊手術の義務付け ✓ 野生動物管理統合システムへの個体データ登録の義務付け
米国 フロリダ州 フロリダ行政法典 68A-4.005	・固有亜種であるマダラガモ（国際希少野生動植物種ではない）の保護のため、マガモの放逐禁止や所有・販売に関する許可制を実施
オーストラリア ビクトリア州 1975 年野生生物法および 1988 年動植物保証法	・ディンゴ（国際希少野生動植物種ではない）の保護を実施する上で、交雑の防止と純粋個体群の維持を目指した包括的な管理体制を構築

（２） 公衆安全の確保を目的とした制度

① 国内法令

動物愛護管理法に基づく規制（特定動物）

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）の交雑個体について、飼養又は保管を原則禁止とし、都道府県知事等による許可制としている。

② 海外法令

米国各州では、危険動物による人的被害を防止する観点から、交雑個体等の規制を導入している。ニューヨーク市では野生動物と家畜の交雑個体等の取扱いを原則禁止とし、ジョージア州では一定世代数以降を除く非家畜由来の交雑個体等を規制している。また、アラスカ州及びマサチューセッツ州ではオオカミやネコ科動物との交雑個体等の取扱いを禁止している。デラウェア州では、野生哺乳類と家畜の交雑個体等を「エキゾチックアニマル」として規制対象とし、定義を明確化した上で管理を行っている。

国、地域	制度や取り組みの概要
米国 ニューヨーク市 New York City Health Code Article 161 Animals	・野生動物と家畜の交雑個体等の所有、販売、譲渡、飼育、保管を原則として禁止
米国 ジョージア州 2006 Georgia Code - 27-5-5	・4世代以降（F5、F6など）を除き、すべての非家畜由来の雑種を禁止
米国 アラスカ州 5 AAC 92.030. Possession of wolf and wild cat hybrids prohibited	・オオカミとイヌ、ベンガルヤマネコ等とイエネコの雑種の所有、販売、購入、譲渡を禁止
デラウェア州 Delaware Administrative Code Title 900 Poultry and Animal Health, 903 Exotic Animal Regulations	・野生哺乳類の雑種は「エキゾチックアニマル」として規制対象 ・野生哺乳類の雑種の定義として、両親が同種の異なる品種または密接に関連した異なる種に属する哺乳類で、一方の親が州内非生息/非一般的な野生哺乳類、他方が州内生息/一般的な家畜哺乳類であるもの
マサチューセッツ州 Massachusetts General Law (M.G.L.) Chapter 131, Section 77A	・野生イヌ科動物と野生ネコ科動物の交雑個体等の所有、販売、取引、繁殖、輸入、輸出、放出を禁止。